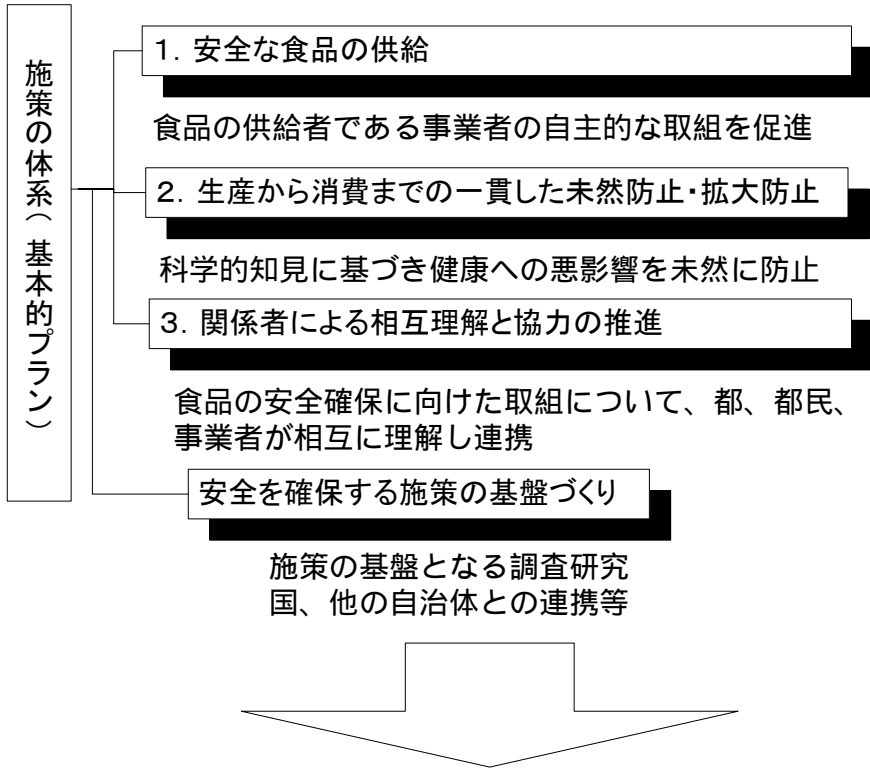


第3章 「施策の体系(基本的プラン)」の考え方

序説

第1章で触れた「食品の安全確保に係る現状と課題」に対し、都として、基本理念に基づき、東京の地域特性や国との役割分担を踏まえて食品の安全確保を図るため、次の3点を柱として施策を推進



「3つの柱」をもとに、食品の安全確保に向けた都の施策を体系化し、各局の連携の下、具体的な取組を推進併せて、これらの施策を推進するため、施策の基盤となる調査研究や、国・他の自治体との連携など、「安全を確保する施策の基盤づくり」を推進

1.安全な食品の供給

内は、イメージ

◇各柱ごとに、その概要と方向を簡単に説明

- ・都民に安全な食品を供給するためには、全ての事業者が安全確保に向け積極的に取り組むことが必要
- ・都は、こうした事業者の取組を一層促進させ、都内に安全な食品を供給させる

事業者の自主的衛生管理の推進 ← ※各柱の下で推進する施策

◇ 各施策の【現状と課題】を説明

- 【現状と課題】
- ・事業者責任を基礎とする安全確保の基本理念の下、自主的衛生管理の推進は事業者の責務
 - ・しかし、自主管理への動機付けの不足や事業者側の自主管理体制の不十分さ等により普及しているとは言いがたい

◇ 上記【現状と課題】を踏まえて【今後の対応】を説明

- 【対応】
- ・事業者による自主管理が社会的に評価されるような仕組みを作り、普及させる
 - ・事業者が自主管理を推進できるような体制整備に向け、必要な技術的支援を行う

◇ 【今後の対応】の内訳として、【具体的な施策】を説明 それぞれの施策において[目的]、[概要]、[取組の方向]を示す

- 【具体的な施策】
- 自主管理認証制度（福祉保健局）
- 〔目的〕
- 自主的衛生管理の促進により食品営業施設全体の衛生水準の向上を図り、都民の安全性の高い食品を提供する
- 〔概要〕
- 飲食店や食品の製造等の食品営業施設で行われている自主的な衛生管理が、都が定める基準を満たしている場合に、これを都が指定する審査事業者が認証するとともに、都が認証施設を都民に公表する。
- 〔取組の方向〕
- 製造・加工・調理・販売の全ての食品営業施設が認証取得可能な制度とする。

※各柱ごとに、専門用語の解説欄を設ける

- 例：HACCPとは...
安全・品質管理者とは...

2. 生産から消費までの一貫した未然防止・拡大防止

◇柱の概要と方向

- ・食品の安全確保は、健康への悪影響の未然防止の観点から、科学的知見に基づく施策を生産から消費にいたるすべての段階で取組むことが必要
- ・また、事故等が発生した場合の迅速・的確な拡大防止を図ることが必要

情報の収集、整理、分析及び評価の推進 ← ※各柱の下で推進する施策

◇ 各施策の【現状と課題】

- ・国において食品等のリスク評価が進められているが、そのすべてを直ちに評価することは不可能
- ・都では、自治体として「現場情報」をキャッチし、これを分析して、都の地域特性に応じた施策を実施することが求められる

◇ 上記【現状と課題】を踏まえた【今後の対応】

- ・さまざまな情報収集、調査等を通じて、食品の安全に関する情報を幅広く収集
- ・収集された情報を科学的に分析し、重点監視、国要望など具体的な施策へ反映

◇ 【今後の対応】の内訳として、【具体的な施策】を説明 それぞれの施策において〔目的〕、〔概要〕、〔取組の方向〕を示す

【具体的な施策】

食品の安全に関する先行的調査（福祉保健局）

〔目的〕

食品の安全に関する調査を幅広く実施し、健康への悪影響の未然防止、拡大防止を図る

〔概要〕

都内に流通する魚介類についてPCB、水銀等の有害化学物質の汚染実態を把握。その他、カビ毒、寄生虫など幅広く先行的な調査を実施するとともに、都民への情報提供、国への要求などに活用

〔取組の方向〕

適切な調査項目の選定し、実施。結果については、必要に応じて食品安全情報評価委員会による評価を行い、施策へ反映。

3. 関係者による相互理解と協力の推進

◇柱の概要と方向

- ・食品の安全は、行政による取組みだけで確保できるものではない。
- ・都、都民、事業者がそれぞれの役割を果たしながら、相互の取組を理解し、協力しあうことが最も重要かつ必要

教育・学習の推進 ← ※各柱の下で推進する施策

◇ 各施策の【現状と課題】

- ・関係者の相互理解と協力のためには、食品の安全に関する十分な知識と理解が必要
- ・都民が求める正確な情報を、必要とするときにいつでも得られるようにすることが必要

◇ 上記【現状と課題】を踏まえた【今後の対応】

- ・様々な広報媒体を通じた情報の提供、普及啓発の実施
- ・地域、学校、家庭などあらゆる機会を捉えて食品の安全に係る食育を推進
- ・自主的な学習に取組む都民へ学習場所の提供などの支援

◇ 【今後の対応】の内訳として、【具体的な施策】を説明 それぞれの施策において〔目的〕、〔概要〕、〔取組の方向〕を示す

【具体的な施策】

食品の安全に関する普及啓発・情報提供（関係各局）

〔目的〕

様々な情報提供により、都民・事業者の食品の安全に関する知識と理解を深める

〔概要〕

食品衛生に関する普及啓発資料の作成・提供、各局HPによる情報提供、冊子の発行、報道機関への公表など様々な媒体を通じて食品の安全に関する情報を提供

〔取組の方向〕

都民・事業者の理解度や専門性に応じて、きめ細かな情報を提供。また、都民・事業者が必要とする情報をいつでも入手し、食品の安全に関する正しい理解を得られるようにする。

4. 安全を確保する施策の基盤づくり

◇ 柱の概要と方向

- ・ 科学的な知見に基づき適切な施策を推進するためには、検査・分析方法の開発など施策の基礎をなす研究・技術開発が必要
- ・ 都内で消費される食品の大部分は都外・国外で生産、製造されたものであるため、その安全確保には国や他の自治体との連携が必要

基盤となる調査研究・技術開発

← ※各柱の下で推進する施策

◇ 各施策の【現状と課題】

- ・ 食品に関するリスクが多様化している中で、科学的な根拠をもって対策を講じることが必要
- ・ 科学的根拠を得るための検査法の開発や、食中毒の発生機序などの基礎をなす研究・技術開発の推進が求められている

◇ 上記【現状と課題】を踏まえた【今後の対応】

- ・ 現行の検査法について、より迅速・精密な検査結果が得られるよう改良
- ・ 食中毒のリスクを軽減するような製造技術等の開発

◇ 【今後の対応】の内訳として、【具体的な施策】を説明 それぞれの施策において〔目的〕、〔概要〕、〔取組の方向〕を示す

【具体的な施策】

試験検査法の開発・改良（関係各局）

〔目的〕

より迅速に、より正確な結果が得られる検査法等の開発を通じて、的確な監視指導の実施、自主管理の向上等を図る

〔概要〕

法で検査法が確立されていない物質の検査法、法で定められた方法よりも迅速に結果が得られる検査法、より微量なレベルの物質を検出できる検査法の開発・改良等の研究を推進

〔取組の方向〕

国等の研究機関と連携しながら、食品の安全確保を進めるうえで求められる検査法の開発等を推進する